

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所、大飯発電所及び高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請（組織改正【3】）」

2. 日時：令和4年4月28日 11時00分～12時25分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、畠山安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力企画部門

原子力企画グループ マネジャー◎ 他5名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料 組織改正他に伴う保安規定の改正について

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	はい。議事録成長のハタケヤマです。これより、関西電力の組織改正に係る保安規定変更認可申請に係るヒアリングを開始したいと思います。
0:00:13	こちらの出席者は、関企画調査官鈴木主任審査官、西内審査官ハタケヤマの4名で参加しております。
0:00:21	今回のヒアリングでございますが、いただいております資料に基づいて
0:00:27	ヒアリングの方、進めたいと思いますが、関西電力からの説明は省略させていただいて、こちらからの質問事項に入りたいと思いますが関西電力として進め方について何か。
0:00:39	コメント等あればお願いします。
0:00:43	関西電力の細野でございます。進め方等こちらからコメントございません。本日よろしく願いいたします。
0:00:53	議事課規制庁の畠山です。はい。進め方について、コメントなしヤマネ承知いたしました。
0:01:00	ではこちらの質問事項から入りたいと思います。
0:01:07	いただいております資料の右肩の22ページをお開き願います。
0:01:20	はい。いただいております資料の22ページのところ、職務分担見直しに係るその職務の記載と業務の関係についてっていうところの長でございますけども、
0:01:30	江藤、こちらのところですね。
0:01:36	変更後の保安規定においてそのDBであったり、SAの総括業務が、保安規定の五条の保安に関する職務にちょっと一部中福祉で規定されているように読み取れる部分があるので、
0:01:48	職務内容についてちゃんと定め切れてるかどうかということをやっと確認したいと思っています。
0:01:55	具体的には関西電力が記載しておりますこの22ページのところの、
0:02:02	安全防災室長の職員安全防災室長の
0:02:07	ところの列へと行の
0:02:10	例えばSAの列ですね。
0:02:12	にあります。
0:02:14	ピンクで書かれております。
0:02:17	Pの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:18	要員配置、
0:02:20	教育訓練、
0:02:21	資機材配置等の計画策定についてというところはあるかと思いま す。
0:02:28	これは、変更前では、
0:02:32	(20)、5、
0:02:34	の部分で読みますと、変更後では(5)で職務内容が規定、記載さ れていると、関西電力として説明がなされていると。
0:02:43	認識しておりますが、
0:02:46	一方変更後の規定を読む限り、
0:02:49	(5)と(25)というのは、
0:02:53	今話したの。
0:02:55	Pの要員配置とかの、
0:02:57	業務におけますと、
0:02:59	どちらでも読み取れる、該当するように読める記載になっており まして、
0:03:04	その保安規定にかつての保安に関する職務というのが、その
0:03:08	どっちともとれる重複するような形で定め切れていないと、ちょ っと読み取れるんですけども、
0:03:14	関西電力して、この、例えばその、
0:03:18	総括に関する業務が、例えばその実施に関する業務の中、対一 でその熟してないような記載であれば、
0:03:26	またそうではないかなと思うんですがその関西電力としてはこの 記載の見解について確認をさせていただければ、
0:03:33	いただきたいです。ちょっと見解をお願いします。
0:03:37	関西電力の細野です。ご指摘の通りですね、変更前、(25)の記 載というのは、整理関連業務のPDCAを読む解釈と、
0:03:51	いう形で変更後は、確かにご指摘の通り記載は変わらないもの の、dのみを読むという形で解釈の変更がございます。
0:04:01	確かに保安規定上変更なし。
0:04:04	野間ですと少しちょっと解釈、誤りとかそういう可能性も出てき ますので、括弧5は、赤字のようにですね、総括に関する業務と いうのをピー・シー・エーを安全防災室長がすると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:19	いう形で(5)の記載は追加してございます。従って、変更後ですね、(20)号の記載に対して総括の業務はしないと、というような、
0:04:31	総括に関する業務を除くというような記載を、
0:04:34	変更後、書くことでそういった解釈の間違いとかなくなると、当社今現在考えております。
0:04:42	回答としては以上になります。
0:05:05	原子炉規制庁の畠山です。趣旨については、承知いたしました。衛藤。
0:05:11	少なくとも重複しないことというのがまず一つと、あとは、今お話いただいたような所長、
0:05:20	総括に関する業務を除くということで考えているということがありましたけども、
0:05:26	表現ぶりについては田仲の方で考えて、関西電力の中で考えていただければと思います。
0:05:34	今の規定だと、
0:05:35	体制の整備に関する業務を含むで、そこから除くってという表現だと思うんで、意味合いが、
0:05:44	どういう言葉が適切なのかということも考えた上で、最終的には補正とか、そういった形で資料に起こしていただければと思います。
0:05:54	関西電力の細野です。承知いたしました。
0:06:01	はい。続けて質問事項移りたいと思います。
0:06:05	ちょっとお待ちください。
0:06:30	原子炉規制庁畠山です。すいません。今ちょっとお話したのは安全防災室長と技術課長との関係でちょっとお話ししましたけども、今のお話は、
0:06:41	の考え方としては保全計画課長も同じ考えということでよろしかったですかね。ちょっと見解をお聞かせください。
0:06:50	関西電力の細野です。その通りです。保全計画課長にも、はい。同じでございます。
0:07:00	はい。承知いたしました。今のお話しいで保全計画課長とも安全防災室長の方、職務を明確化させるということと、
0:07:09	あと総括業務を除くってという形ってところは、話としてはまず、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:14	こちらお聞きしましたので、それが記載が適切に書かれてるかどうかというのは、今後、
0:07:21	資料が提出された。
0:07:23	後にですね、確認をしていきたいと思います。
0:07:37	ではちょっと次の質問事項に移りたいと思います。
0:07:42	同じく 22 ページのところ、安全防災室長の行の数の、
0:07:49	別ですね。
0:07:50	ここに、
0:07:55	日比の S A 当番体制の構築計画というのが、新たに追加されていると思います。
0:08:02	ちょっと
0:08:03	変更後の、
0:08:06	この S A の当番体制の構築というところ、これ事実確認だけでございますけども、この職務に関する規定の中でどのように読むのかちょっと事実確認をしたいと思います。
0:08:18	この日比の S A 当番の体制の構築計画というのはその S A とか大規模損壊の発生時の直接的な条文が例えば 18 条の 5 とか 18 条なのか、添付 3 とか、
0:08:30	と、
0:08:32	この資料でいうと、24 ページ以降で整理されているこの業務の関係の、添付 2 添付 3 の一覧、
0:08:40	これとは直接関係のない条文だと、まず認識しております。で、具体的にどこを変えてるのかっていうと、要員確保の、13 条の、
0:08:49	条文を今回、技術課長から、
0:08:53	と書いています。
0:08:55	ということは、一応認識した上でちょっとこの質問ですけども、
0:08:59	衛藤。
0:09:01	これ一というのはその体制整備に係る業務。
0:09:05	要員確保に関する業務課と認識していてで、その要員確保というのは、直接的にその体制整備の条文に入っているものじゃないけども、
0:09:14	体制整備にあたって関連する条文であることから、
0:09:18	その保安に関するその職務の規定内容としては、
0:09:21	S A と大規模損壊の整備に関する業務、関するという意味で、
0:09:27	関連する業務として、この中で読みますということなのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:31	多分別の読み方があるのか、ちょっとこの13条の読み方についてちょっと見解について確認。
0:09:37	させてください。
0:09:42	関西電力の細野です。ありがとうございます。今、畠山さんおっしゃっていただいたご認識の通りという形の回答になります。ここの日々のSA当番体制の構築の計画であったり、状況の確認というのはもう、
0:09:58	今ご指摘いただいたように、13条のところを指しています。そして、SAの体制構築というところに関連しているという形で、こちら読んでいます。従って、
0:10:11	これまで技術課長で言うところの括弧25の記載で読んでいたというところなんですけれども、この13条の関連の業務をしっかりと
0:10:22	赤字で、この変更後の安全防災市長の赤字の重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括と、
0:10:32	いうところに含まれるという形で、こちら、整理しております。回答としては以上になりつつ、
0:10:47	1の規制庁の畠山です。承知いたしました。
0:10:51	単に体制の整備といった時の直接的な条文に限らず、体制整備にあたって、必要となるような、今回で言うと要員確保、
0:11:03	等そういった関連する条文も含めて、このに関する業務を行いますということで規定しているということでもまず認識いたしました。
0:11:12	ではちょっと次の質問事項に移ります。次は、23ページ。
0:11:18	ちょっとお開きを願います。
0:11:27	23ページの、
0:11:29	保全計画課長の梁で、
0:11:37	笠井の列にあります。
0:11:40	青字で、
0:11:41	防火体の維持管理、
0:11:44	というものが、変更後に追加されているかと思います。
0:11:48	ちょっとこの変更前後のところ、保安に関する職務としてちょっとどのように読んでいるのかということをおっと事実確認をさせていただきたいと思います。これも事実確認の内容だと思えますが、
0:12:05	今回、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:07	はその変更前後でいうと所長室長から、保全計画課長に業務が移管されていますと。
0:12:13	ということが、青字の矢印で書かれているかと思いますが、
0:12:20	変更、ちょっと、ちょっとここが具体的に、
0:12:26	どちらもその括弧でいうと 25 番。
0:12:30	各課長か室長が定める業務に基づきのところで、同じ部分で読み解くものの、
0:12:37	具体的な所長室長と保全計画課長というその職位が変更されているのでちょっとこの読み方を確認したいという趣旨です。
0:12:48	今回変更前は初期消火活動の体制整備を担っていた、社長室長が所管業務として、
0:12:55	これ一番関連があるということなのかという意味でその 25 の所長業務っていうその所掌業務っていうのが何なのかっていうところに基づいて、
0:13:05	その初期消火活動の関連のとして、
0:13:08	防火単位の維持管理を社長室長になっていたけども、これ変更後は、
0:13:15	一番関連のある、
0:13:17	一色、
0:13:19	飯野町は、保全計画課長に変わったということですねその火災とかの、
0:13:25	D B 統括業務を新たに保全計画課長が担うということから火災業務に一番関連があるということで、保全計画課長に
0:13:34	(25) としては同じところを呼んでいるものの、所掌業務が、
0:13:38	所掌業務に基づきという所掌業務が変わっているので付随して移管されたということなのか。
0:13:43	またちょっと別の読み方があるのかちょっと、ここの 25 の読み方について関西電力の見解を、
0:13:49	ちょっとご説明いただければと思います。
0:13:53	関西電力の細野です。ありがとうございます。この防火階の維持管理というところは、まずこの (20) 、5 の記載で呼んでおります。
0:14:05	そして、今回基本的には、所長失調がもともとやっていた河西の D 業務というのは、基本、変更後もそのまま所長出張なんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:17	この防火体の維持管理というところの項目のみですね、火災のピー・シー・エー、総括をする、保全と保全、
0:14:28	経営企画課がやった方と、保全計画と一緒にやった方が、この防火隊っていうのはちょっと工事とかで状態が変化をするものでありまして、
0:14:39	ピー・シー・エーとセットでやった方が業務として効率的だということ、ここがD事業部ではあるんですけども、ピー・シー・エーの移管に伴って保全にこの項目だけ移しました。
0:14:51	なので、本規定の解釈としては、(25)で読むというところは変わりませんが、この部分だけちょっとピー・シー・エーとセットで効率化の観点で、
0:15:02	移管したというところが、今の整理になっております。
0:15:07	回答としては以上になります。
0:15:10	原子力規制庁の島山です。すいませんちょっと私椎野使った方もありがたかったんで、ちょっと申し訳ないんですけども、ちょっと端的に確認をしたかった部分というのは、
0:15:19	25の部分で、その変更前後どちらも読みますというのは承知いたしました。で、
0:15:26	ここは具体的に、
0:15:28	どのように読むのかっていうところで言うと、この
0:15:32	25で所管業務に基づき特定がされているけれども、この所管業務というのが、
0:15:41	PC営業部が、
0:15:44	保全計画課長に移管されているのでそれに付随して、
0:15:48	このD業務の一部、防火体の維持管理も移管された。
0:15:51	と理解してよろしいかちょっと確認をしたかったものです。
0:15:56	関西電力の細野です。ありがとうございます。その認識で問題ございません。
0:16:02	承知いたしました。認識についてはちょっと理解しました。これはちなみに、
0:16:08	前の22ページのところで、
0:16:14	もう一つD業務が移管されている部分ですね、安全防災室長の欄のところに、
0:16:21	大規模
0:16:24	もちろん

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:26	S Aの欄のところ大規模、津波警報時、有毒ガスを含むというところ。
0:16:35	蒲生規定されていて、
0:16:37	これが、
0:16:41	変更後を除くとなっていて一部、大津波警報と有毒ガスのところは、保全計画課長に移ってますけども、これも考えると値は同じで所管業務が、
0:16:52	変わっているので、それに付随して移っています。鳥飼です。よろしいですか。
0:17:01	浅井電力の笠間でございます。その通りでございます。
0:17:06	承知いたしました。この矢印の部分については認識いたしました。
0:17:13	はい、ございます。
0:17:15	ちょっと次の質問事項。
0:17:17	移ります。
0:17:19	ちょっとこれページが、前の方に戻って恐縮ですが3ページをお開き願います。
0:17:40	補修関係の、
0:17:42	組織の統合について少し、ちょっと事実確認をしていきたいと思えます。ちょっとこれは、
0:17:49	概要資料の3ページちょっと改めて確認していただいたところなんですけども、この3ページのところで、
0:17:56	今美浜発電所は12号は廃止措置体制となっており、その状態に合わせた最適な組織体制の構築ということが資料の説明として書かれておりますが、
0:18:08	廃止措置体制って書かれている。
0:18:10	ここについてちょっと確認をしたいと思っています。
0:18:16	今このご説明いただいているところでちょっと疑問に思っているところは、
0:18:20	廃止措置体制になったことは、
0:18:24	今回の統合の理由なのかどうかというところをちょっと主に確認したいと思っています、
0:18:29	というのは
0:18:31	ちょっと直前の方でも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:33	廃止措置計画認可の第二段階の申請とかもなされていて、すでに審査とかなされているかと思いますが、
0:18:41	すでに関西電力って廃止措置の実施体制というものを、
0:18:46	そこの規定変更認可申請の段階、廃止措置、
0:18:51	計画、当然、第2段階の廃止措置計画。
0:18:54	の審査の段階でその廃止措置の実施体制とかも含めて、
0:18:58	保安規定においてその保安管理を定めるということは、まず、廃止措置の計画認可申請に出ている、
0:19:04	そういった意味ではその第二段階として、保安規定で含めてすでに審査済みの範囲かなと。
0:19:11	思っていますが、
0:19:12	他方今回はその廃止措置体制になったから、
0:19:16	統合しますというふうな表現になっていて、ちょっとその意味合いが整合しないように感じております。
0:19:23	廃措置計画になったからってということ以外の一時的な理由ですねこの統合の理由について、ちょっとこの意図するところを、
0:19:33	確認をしたいと思いますがちょっとご説明のほどお願いします。
0:19:38	関西電力の乾です。ご審議ありがとうございます。少し言葉足らずでしたので、補足をさせていただきたく存じます。
0:19:47	管理廃止措置体制になったということですね、廃止措置を1号機で宣言したのも大分前のことでもございまして、
0:19:58	運転を停止してから、すでに大分時間がたっている状況でございます。組織の最適の組織体制の構築のためというところで、ちょっと記載ございますけれどもやはり、
0:20:11	もともと、もう廃止措置を宣言してからですね、廃止を宣言してからですね、美浜の1号機についてはもう運転状態ではないということから、
0:20:23	廃止措置の管理対象設備というのが従来より大幅に減少をしているというところでございます。
0:20:32	そうで、運転中の位置に、すいません運転中の3号機と、それから廃止措置状態の1号機ではですね、いわゆる廃止措置の管理対象設備に大きな違いがあるということが、すでに
0:20:49	第2段階の審査等々、関連なくですね、従来よりそういう状態になっているというところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:57	そのように加納は、美浜発電所の1から3号機を調べてみたときに、1号機側では、すでに管理対象設備が大幅に減少しておりますので、
0:21:09	例えば、その下にある通り、勉強係と計装係というのを二つに分けるということではなく、一つの仮定電気係、それから原子炉係タービン係についても、
0:21:21	トータルで美浜発電所としての管理対象設備が減っているということから、機械係ということで統合するというのが、管理対象設備のスパーに応じて、組織体制を
0:21:36	よりコンパクトにするということで、最適な組織体制の構築ということに書かせていただいたというところでございます。
0:21:47	今回美浜の3号機につきましては、昨年10月昨年ですね、再稼働をしたということがありまして、宮野さん号機が再稼働したということを受けてですね、
0:22:01	それまではやはり一定再稼働に注力をしてきたというところがございますけれども、今般再稼働したということを受けてこのタイミングで本規定の変更認可初日をさせていただいたと。
0:22:14	いうところでございます。
0:22:17	以上でございます。
0:22:23	議事録。
0:22:25	吉浦規制庁の武山です。ちょっと少々お待ちいただければと思います。
0:25:07	原子炉規制庁の畠山です。
0:25:09	ちょっと今ご説明いただいた内容の、ちょっと一部、
0:25:14	医師会に1回はできてなかった部分があるのでちょっと改めて確認はしたいと思いますが、まず、
0:25:20	廃止措置体制になったことが理由ではないということはおよろしいですね。
0:25:37	関西電力の乾です。廃止措置体制になったというか、衛藤。
0:25:45	12号機はもう運転していない状態。運転中のプラントほど管理すべき設備が多くないと。
0:25:55	いう状態にあるということから、
0:26:00	係を統合するという考え方でございます。
0:26:08	原子炉規制庁畠山です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:10	一般的にその廃止措置になった時に補修すべき機器が減少するといえますか。
0:26:19	運転してるプラントと違って、補修するものは少ないよっていうことは、御説明は認識した上でなんですけども、
0:26:26	この美浜 12 号が廃措置体制になったのってというのが、
0:26:33	最近になったとかそういうわけではないと思っていて、もうすでにその廃止措置の審査とかも含めてですね、すでに認可はされているもので、
0:26:45	その上でもうすでに配置と椎野。
0:26:49	状況というのは見た上での、今回だと思っているので、
0:26:54	そういった意味でいうと、
0:26:57	のは 1 年体制になったから、
0:27:00	という一義的な理由ではないと思っていて、そこがちょっと、その先がですねちょっとまだ理解ができていない部分ですので、
0:27:07	今ご説明いただいたところでは例えばそのものが、
0:27:11	補修すべきものが減ったということがありましたけどもこれは、
0:27:15	廃止等の体制になったからではなく、他に何か状況の変化に応じて今の
0:27:23	保守すべきものが減っているんですけどっていうご説明。
0:27:26	もあるのかなと思いますし、他にちょっと別ぞ、御説明で何か 3 号炉が運転しているのためっていうご説明もあったんですけどちょっと、
0:27:35	その統合する理由がですね、今ちょっと今、全く掴みきれてないところです。そういった意味でその、
0:27:41	どういう理由の統合なのかというそのまず理由から確認をしたいと思っていてちょっと、もう一度その理由についてご説明いただきたいです。
0:27:50	関西電力の乾です。
0:27:53	ご指摘の通り、廃止措置体制になったからといいかという言い方はちょっと語弊があったかと思いますがちょっと誤解を生じさせてしまいました。申し訳ございません。
0:28:03	廃止措置工事が進展するに伴いまして、やはりプラントの機能する範囲というの、現在進行形でどんどん管理対象範囲というのが減ってっていると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:19	いう、その状態ですねそれが現在進行形ということがございます。
0:28:24	で、今先ほど申し上げました通り、やはりそういう
0:28:31	管理対象設備が減少しているという状況を踏まえて、組織の設計という観点で見れば、二つあるかで見なければならぬほど、
0:28:43	管理すべき設備が多いというそういう状態にはないということから、大飯発電所の際にもですね、同様の組織改正させていただいた通り、
0:28:54	今回美浜でもですね、保守課を統合させていただきたいというふうに考えているところでございます。
0:29:04	規制庁の西内ですけど。
0:29:07	今の説明を聞くと、まず廃止措置計画になった措置計画の例えば認可を受けたからとかそういうステップではなくて、大分前に第一段階でまず認可を受けていて廃措置が進捗するに伴って状況の変化があって、
0:29:21	大井のプラクティスを踏まえて見直しましたという回答だと思うんですけど、ちょっとまずそういう回答と理解していいですかね。
0:29:32	関西電力の乾です。すいません言葉足らずで申し訳ございません。ご指摘の通りでございます。了解しました規制庁西内ですけど続けてその理解でいうと、先日美浜で第二段階に移行したばかりじゃないですか。
0:29:44	つい先日多分あの本保安規定の認可をしてると思いますけど、なんでそこに入ってきてないんですかという質問が出てくるんですけど。
0:29:53	まさに、はい措置計画の進捗に伴ってそういう状況がありますっていうのであれば、第二段階の移行のタイミングでこの申請がなされてしかるべきじゃないんですかというところで、何かそういう状況があって、
0:30:04	よくわからないなって思ってるっていうのがまず私の今の状況です。なので何か、先ほど3号炉の話も何かちらっとされてたと思うんですけど、そういう、その廃止措置計画はそっち側の話だけじゃなくて何か他の要因があって、複合要因で何か判断をしたのかなって思ったんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:20	その第2段階に移行した時になぜやらなかったのかっていう話も含めてちょっと説明いただいてもいいですか。
0:30:30	関西電力の乾です。
0:30:32	第2段階になったということ等で状態が大きく変わるということではないというふうに認識をさせていただいて、
0:30:43	そういった意味では廃止措置工事というのは廃止措置を宣言してからずっと降灰装置工事を進捗させてですね、
0:30:51	徐々に管理対象施設っていうのが減ってきているという中でですね、ある意味、どのタイミングで保修課を統合するかということは、ずっとその判断の時期というのを、
0:31:03	眉山見定めてきたというところでございますちょっと先ほど3号機の話をしてしまってちょっと混乱をさせてしまったところがございますけれども、あくまでその一つの起点ということで、美浜3号機が運転、ずっとこれまで、
0:31:19	新規制基準の対応というのを続けて参りましたので、そういった安全対策工事を続けているピークの最中において、体制の変更するということが、
0:31:31	やはり安全上ですね、阻害要因になってはいけないということでですね、一つのきっかけとして、美浜3号機の再稼働したということを受けて、
0:31:42	次回の7月1日の定例の組織改正に向けたこのタイミングでの保安規定の変更申請をさせていただいたというあるものでございます。
0:31:55	規制庁西内です。衛藤。
0:31:58	まず、3号の話はあくまでその申請タイミング時期のきっかけっていう話だけでまず理由には直結しないものとして理解をしました。で、
0:32:08	今の話でいうと、ちょっと第二段階との関係だけ確認したいんですけど、
0:32:14	ちょっと私これまだ調べきれなくて恐縮なんですけど、第二段階ってこれ何時から。
0:32:21	宇津田井中に移るんですけど。
0:33:00	規制庁西内です。まず、3号の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:06	最後の話は、この統合する理由ではなくて、あくまでその新生児期のきっかけでしかないという理解をまずしました。そこは大丈夫ですかねその理解で。
0:33:16	関西電力の乾です。そのご理解で結構でございます。規制庁西内です。まずそこは了解しましただからそこをまず、今理由の話をしてる時にはまず関係ない話ですね等で、
0:33:28	その上で理由の話なんですけど、ちょっと第二段階の開始時期だけ確認したいんですけど、第二段階っていつ移行する予定なんですって、第一段階から。
0:33:46	関西電力の乾です美浜の1号機についてはこの22年度4月からであったというふうに認識をしております。
0:33:58	規制庁西内です。それであれば、あれちょっとやっぱりよくわかんなくてですね、さっきの稲見さんの説明だと、第一段階、ずっと廃措置工事やってます。
0:34:11	第1段階の廃止措置の工事の進捗に伴って適正組織を適正化するタイミングをずっとねらってました。で、
0:34:19	第一段階がまさに終わるタイミングで今第二段階の申請をされていて、
0:34:25	まさにそこに入るは、何て言うんですかねさっきその第二段階の話と、廃止措置の工程の進捗はなんか関係ないみたいな話をされてたんですけど、要は、
0:34:37	何て言うんですかね第二段階に移行するのが、例えばまだ1年先で、今まさに第一段階の進捗中ですと。
0:34:44	で、今、第一段階の進捗がかなり進んでいて、第一段階の進捗に伴って組織改正をしたいんですけどっていう説明だったら何か理解ができ、
0:34:55	何か理解できるなってちょっと思ったんですけど、一方で今の話だと、そもそも第二段階に移行したんですよ。
0:35:02	だから、第一段階の工事の進捗から第二段階に移行したっていうのは一つの方向にきても出ているところで、
0:35:10	そこに含まれていればすごいわかるし、ただ、
0:35:14	そこで1回第二段階の体制をやっていて、第二段階まだ始まって1ヶ月ぐらいですがそこでまた適正化を入れたいというか申請時期でもよくわからないんですけど、何かちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:24	工事の進捗に伴って適正化したいのであればなぜ第二段階の時にやらなかったのかという問いの回答が何かし、
0:35:31	しっかり返ってきてないっていう印象なんですけど、何か言いたいことを伝えますかね。
0:35:37	関西電力の乾ですこちらのちょっと工事の進捗というところろ
0:35:43	う。
0:35:43	我々としての第2段階になったことでもって劇的に管理スパンが変わったのかという、そういうことではないというふうに認識をしております。
0:35:53	管理対象設備というのは第一段階、第二段階というある、ある区切りのタイミングで、ステップステップで減るということではなくてやはり、
0:36:03	日々、変動していくという状況でございますので、そういう意味で第二段階になることと、保修課統合というのが関連づけられているかという、そういうことではないと思っております、
0:36:18	4月1日の第二段階スタートのタイミングでこの保修課統合が必要であったということではなくですね我々は毎年定例のタイミングで組織改正をさせていただいておりますので、
0:36:32	そのタイミングでこの保修課の統合というのをちょっと頭に当方の形でですね、やらせていただくということが適切ではないかというふうに判断していたというところでございます。
0:36:46	規制庁西内です。まずだから、第一段階第二段階っていうタイミングと、今の工事の進捗は直接関係ないものっていうところの説明をしっかりといただくっていうところなんですかね。
0:36:57	あそこのちょっとイメージ感だけちょっと今、私等、ちょっと認識は、私が多分イメージが伝わりきってないっていうだけだと思うので、そこの説明の拡充はちょっとまた別途いただいてもいいですか。
0:37:10	承知いたしました。すいませんちょっと私がその工事というふうに申し上げてしまったので、今の西内さんがですね、第一段階第二段階というまさに資金に立った保安規定との、
0:37:22	連想をイメージさせてしまったというところはですねちょっと私の説明も悪かったと考えてございます。あくまでもその段階の段階の進展ということではなくて、やはり長期的に見た

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:36	廃止措置が、総じてやはり基本的には管理対象設備というのは常に減っていく方法で最終的には当然更地になるという方向に向けて今進めている状況でございますので、
0:37:48	そういった状況変化を踏まえる中では、組織改正として、このタイミングが適切であったと、いうふうに認識をしてございます。ですので繰り返しになりますけれども第一段階第二段階という、
0:38:00	そういうスタッフとの
0:38:03	相関性があるということではないというふうに認識しておりますのでその辺を説明を充実していただくという形でコメントに対するご回答というふうにさせていただきたいと考えてございます。
0:38:17	規制庁西内ですちょっと私もなんか、何となく理解が進んできたんですけど、ちょっともう少しだけ具体的な話をすると、例えば性能維持施設ってうふうに、
0:38:29	東北各保修課の対象管理対象設備を性能維持施設と限定すると、それは今関係ないよねと、第一段階とか第二段階の廃止措置計画のタイミングで決まるものだから、今出すのはおかしいよね。
0:38:42	って話になるんですけど、今の話を聞くと性能維持施設に限定してないわけですよ、性能維持施設の以外にもその廃止措置計画で実際に使う、何て言うんですかね。
0:38:53	廃止措置過程、
0:38:56	使用する設備みたいなものも、この保修課の管理対象に入っていて、廃措置がどんどん進んでいけばそれは自然と減っていくよねってそういうことを言いたいっっちゃうことですか。
0:39:07	関西電力の乾ですご指摘の通りでございます。
0:39:11	了解しました。そうだとしても、
0:39:16	結局第一段階から第二段階に進んだタイミングである程度、廃止措置工程的な意味合いでも結局、
0:39:24	大きく移り変わっていることは間違いないですよねだからその相関性がやっぱりちょっとイメージつきづらいのでそこはもう少し具体化した説明をまずお願いしますというのが一つと、あともう一つは、
0:39:36	進捗だけを今説明理由にされてますけど、例えばその大井の方での、
0:39:43	これを伊賀先行して多分こういう組織改正やられてると思うんですけど、大井の方でこういうグッドプラクティスがあるので、そ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	れを反映したいっていうその大井側での良好事例を反映しようと思ったがこのタイミングになりましたっていうそういうこともあるのかなと最初に思ってたんですけど、それはあまり関係ないんですかね。
0:40:00	あくまでその進捗っていうのが一義的な理由っちゅうことなんですかね。
0:40:05	関西電力のイヌイで、その点はございます。
0:40:09	江藤昨年度の組織改正、1年前の7月1日の認可をちょうだいいたしました保安規定の申請においても、オオエ発電所の保修課統合というものを、
0:40:21	弊社として初めて実施をさせていただきました。
0:40:25	この組織改正の大井の状況を踏まえて、やはり美浜でも同様のですね、採用をするということが、より組織をより良くしていくという観点では望ましいと。
0:40:39	いうふうに我々会社として判断をしております、そういった意味で組織改正は毎年7月1日、定例異動のタイミングで実施しておりますので、
0:40:50	大飯発電所の認可を経て速やかにこの美浜についても同等のグッドプラクティスを後続プラントに反映していくという観点で考えますと、このタイミングがベスト、かつ、
0:41:02	最も早いベストなタイミングであるというふうに考えてございます。そういった意味ではちょっと先ほど進捗ということだけで申し上げましたけれども、先行事例の後続への反映といったところも踏まえて、総合的に勘案した結果が、
0:41:16	このタイミングでのミウラオノ保修課統合であったというふうに考えてございます。
0:41:21	はい。規制庁西内です。まずちょっと理由をしっかりと精査をいただいて、適切なまず表現で説明をまずしてくださいということをお求めさせていただいてですね。
0:41:31	やっぱり今話を聞くと、一番すごいよくしっくりきたのがですね、美浜の第2段階の保安規定とあって、去年の多分組織、
0:41:42	去年の組織改正の後がその前とかに多分申請前後いただいとると思うんですね。だから、美浜の第二段階の申請審査中においては、いわゆる大飯の発電所の事例を美浜に展開すべきかどうかという判断がまだできてなかった。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:59	そういうそのオオエのグッドプラクティスを展開しようっていう判断をしたのがこのタイミングなので今回させていただいたっていう方が何かその第2段階との関係性もまずなくて、
0:42:10	何か理解がすごいしやすくなって思ったところはあるんですよね。なので、ちょっと、まず何が理由なのか、ちゃんと精査をいただいて、工事の進捗って言うことが理由なのであれば、第二段階との関係性、第2段階の保安規定とのタイミングだと関係性は明確に説明をいただきたい。
0:42:27	で、もしそれが全く関係ない別の理由、今言ったようなグッドプラクティスの反映ですって言うことであれば、そうやってちゃんと説明をしてくださいということをもっとお願いしていいですか。
0:42:37	まず理由を切断の精査してくださいというところで、
0:42:43	関西電力の乾です。先生もいろいろ補足いただきまして本当に申し訳ございません。今おっしゃっていただいた通り我々も毎年7月に組織改正で基本的にやはり定例でやっておりますので、
0:42:58	次回ですね、7月に向けて、安全性向上を、をですね、果たしていくためにも、どういう組織改正をすべきなのかということは前回後改正以降に検討を重ねてきたというところがございます。
0:43:14	衛藤ですので、そう言った判断の期間を踏まえたときに、この今回の申請のタイミングになったというところは、当然大きな理由でございますので、
0:43:26	そういったところをちょっと改めて何が主な理由なのかというところを整理してですね、審査資料に反映させていただいて、ご説明をさしをさしをさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:43:40	はい。まず、検討いただいて、しっかり資料にまず起こすところからお願いしますで、ちょっと続けてなんですけど。
0:43:48	今の話を聞くと、あくまで第2段階の時の保安規定変更で、保安規定というのは、措置計画の方ですかね、計画の方で、第二段階以降に必要な保安管理体制というものを構築するっていうのは、そもそも廃止措置計画認可の方でも、
0:44:07	宣言していただいていると思いますし、それを保安規定で体制整備しているっていうことをこの間の3月に我々としても処分をしたのかなという認識をしていますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:17	で、今回のこの統合っていうのは、あくまでその時に約束した最低限実施すべきことっていうのはもちろん維持した上での統合っていう理解をまず前提としてしていいんですよねっていうまず念のための確認からなんですけど。
0:44:31	関西電力の乾です。ご理解の通りでございます。わかりました。まずそこは理解をした上で、その上まず、その3ページでいう具体的にはパラグラフのところで、
0:44:43	2行目にそれぞれの要員のスキルの向上や業務の幅を広げて書いてるじゃないですか。
0:44:49	これはさっきのまさに大井のグッドプラクティスを反映するって話にも関連するかもしれないですけど、これちょっとちなみにどういうふうにスキルが向上するのかどういうふうに業務の幅が広がるのかっていう、
0:44:59	ちょっとそれで何か安全性の向上に繋がるんだっていう、
0:45:03	理由をちょっと教えて欲しくてですね。
0:45:07	ていうのも、例えば、
0:45:09	電気保修カーがやってた補修範囲があるわけですよね。
0:45:13	で、電気保修課の要員が計装保修課がやっている設備の補修も一部担当することによって、その要員のスキル向上とカーに繋がる、安全性向上に繋がるっていうことをイメージしてるのかなと思うんですけど。
0:45:28	何か、
0:45:29	具体的なあ。
0:45:31	事例とかを交えてちょっと説明をして欲しい。
0:45:34	要は、
0:45:36	今まで全く別なあ設備だったからこそ多文化を分けていたのかなと思うんですけど。
0:45:43	電気のケースはまだあるかもしれない原子炉タービンとかですね。
0:45:47	その全く多分別の設備の補修を何か、いや、
0:45:52	分けたとしてもそれは何か。
0:45:54	あまり何て言うんですかね誤って何か
0:45:58	向上にどう繋がるのかなっていうイメージがあんまりなくて、ちょっとその具体例をちょっと説明して欲しいんですけど、それは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:05	今日じゃなくてもちょっと次回以降、ちょっと具体例を交えてちょっと説明して欲しいっていうことをお願いしてもいいですか。
0:46:17	何かお願いしたいこと伝わりましたかね。
0:46:20	関西電力の乾です。了解いたしました。
0:46:24	衛藤。
0:46:25	ちょっと今、簡単に申し上げると例えば、資料には反映させていただいて、別途丁寧に進めさせていただきます。例えば、機械系の原子炉とタービンというところであればちょっと名前が原子炉とタービンとなっているんですけども、
0:46:40	設備でいうと、一次系にある、いわゆる機械系ポンプとかそういったものタービンてというと、二次系にある設備ということではやはり一次系に設備がありますと、放射性物質の扱いとかやはりより慎重を期すと。
0:46:55	いう補修の対応も必要になって参ります。ですので二次系だけのそのタービン保修課のスパンだけではなくやはり我々原子力設備を、
0:47:05	扱うという観点から、管理区域の中にある、そういった設備もですね、メンテナンスに関与していくと、いうことが、視野も広げ、業務経験の幅を広げ、ひいては安全性の向上に繋がると思っておりますので、
0:47:18	そういったところを少し丁寧に説明をさせていただこうと考えてございます。
0:47:26	はい。規制庁西内です。ちょっとどこまでは堂々考えているかっていうところをどこまでこの審査の中で我々が確認する必要があるのかっていう話もあるんですけど、
0:47:39	ちょっと今みたいな話をもうちょっと具体化したものはちょっとまた改めて説明をいただき、理由、どう考えてるんだというところを教えてもらえればなと思いますので、また、今の話を聞く限りは、何か、
0:47:50	どうなんですかねタービン保修課の要員の数、業務の幅。
0:47:57	要は、その要員のあれですかね将来的な業務の幅みたいなそういうイメージなんですかね。
0:48:02	そのタービン保修課の。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:04	人がタービン保守課業務だけやってると、その範囲に狭まっちゃって、その要因、個人のの向上には繋がらないとかそういう意味なんですかね。
0:48:14	要はイメージしてるのは、その要因個人の話なのかそれともそのタービン保守業務っていうことに着目して、タービン保守業務を、
0:48:24	原子炉保守業務と一緒にやることでタービン保守業務の効率に繋がる上昇に繋がるとかそういう意味ではなくて、後で要因に着目してるんですカネコ人、
0:48:36	そこら辺のイメージもちょっとわかるように説明いただければと思います。
0:48:41	はい。承知いたしました。もちろん要因に着目しているという部分もございますけれども、やはり色々我々職能というふうに言っておりますけれども、
0:48:53	電気の設備ばかりを担当してきた場合にですねやはり例えばより管理職に近いポストになっていったときに、
0:49:04	例えばあとはありませんけども計測設備冷間にこうトラブルがあったという時にですね、
0:49:11	電気のことしかわかりませんというようなことであってはならないとかそういうこともできませんということでは、いけないので、やはりいろんな意味でですね組織的要因的にも両方の観点あると思いますけれども、そういったその素養をしっかりと広げていく。
0:49:26	ということが保守課当行のある意味我々が目指す会議だというふうに考えてございます。そういったところを少し丁寧に文書化、
0:49:35	させていただこうというふうに考えてございます。
0:49:41	衛藤。
0:49:42	規制庁西内です。
0:49:47	何かわかるところも、何か気持ちは何かわからなくはないんですけど、ただ一方で、
0:49:55	いわゆる統合することによって、
0:49:59	皆、今までマネジメントは、管理職の方って、電気保守課の管理職は電気補修の可能範囲をしっかりとやってればよかったわけですよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:09	ただ統合すると、全く違う分野の部分も含めてしっかりマネジメントしなきゃいけないわけですよね。そういう意味では、何かマネジメント対象が広がるような気もしていて、そういう意味でしっかり
0:50:22	管理し切れるのっていうその作業者の面でいうと何か要因個人で見ればなんか上がるっていう気持ちは何かわからんではないかなというところはあるんですけど。
0:50:31	何か、マネージャーマネージャーの立場で考えたときにそれは果たして安全性向上に繋がってるんだっけっていうところは何か若干疑問に感じる部分もあって、ちょっとそこら辺の理由をしっかりと、また改めて、まず資料化していただいて、
0:50:45	文書で説明いただいたところからちょっとまた改めて確認を必要に応じてしていければなと思うんですけど。
0:50:52	そんな感じでよろしいでしょうかはい。
0:50:55	はい。
0:50:55	ウノイヌイで終了で長期いたしました。
0:50:58	はい。よろしく願います。あとここ1点だけですけど、このなお書きの話は、今回関係ないので、
0:51:07	もう落としていただいてもいいのかなと思いますけど、ちょっとまたこの記載を修正するタイミングで合わせてちょっとこの記載の要否も検討していただければなと思いました。
0:51:17	これはもうそれだけのコメントです。
0:51:20	はい。関西電力の井内永木は不要かと思いますので、着手する方向でこちらでも検討させていただきます。はい。よろしく願います。
0:52:03	原子力成長畠山です。最後にちょっと1点確認をさせていただきたいと思います。
0:52:09	5ページの方開いていただいて、土木建築工事グループが今回廃止されますよと
0:52:16	ということがちょっと規定されておりますけども、土木建築工事グループが廃止されるその理由としてはまず特重の完了に伴っていますというところ、大型工事が終了するっていうことが、
0:52:27	一義的な理由かと思いますけども、
0:52:30	廃止されるにあたってこれまで
0:52:34	大型工事を担っていた

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:39	ですね例えば図書類とかですね、そういうふうな知見とかそういったものは、
0:52:44	どの課に引き継がれるのか、ちょっとその廃止後の、
0:52:49	知見であったりその図書類はどのように管理されていくのかの観点をちょっとご説明いただきたいのですが。
0:52:56	ちょっとご説明のほどお願いします。
0:52:59	関西電力の乾です。土木建築工事グループ李、カトウ的というか、10 工事 2 に対応するある意味ちょっと臨時的な組織でございます。
0:53:11	ありますので、この臨時的な組織以外に恒常的な組織として土木建築課というものがございます。
0:53:19	これがいわゆる発電所の土木建築設備のメンテナンス等になっておりますので、図書等についてもですね土木建築課に引き継ぐことで、設備運用開始後のメンテナンス等も適切に実施をしていくということでございます。
0:53:37	原子力規制庁の島山です。お話の点は承知しました。藤堂建築工事課の方に移管されるということで認識しました。ちなみになんですけども、
0:53:48	今、土木建築、
0:53:50	関係はその大型工事に伴ってできたませんもん。
0:53:55	グループだってことはもうご説明いただいた通りかと思えますけども、
0:54:00	今、土木建築工事グループで抱えている工事というのは、非常に
0:54:05	空港でいうと新規制の工事で今回は、今、特重
0:54:09	の工事をやられていますと、で、ほか 2 抱えている大型工事で何かありますか。
0:54:18	安齊電力の乾です。建築工事グループはもう 62 で特化した対応というところがございます。
0:54:26	わかりました。特重が完了したら、A 棟になっているミッションがなくなるということですね話をしました。
0:55:47	原子炉規制庁島山です。すいません。ちょっと今お話したその土木建築工事グループの範囲についてちょっともう一度確認したい部分ちょっとあったのでちょっと確認させていただきます。
0:55:57	ちょっとまず事実確認ですけども、
0:56:00	この土木建築工事グループは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:03	60 今抱えているミッション以外で、
0:56:09	窪に請負ったミッションというのはその大型工事だった特重の伴家もしました。新規制で行った業務の範囲というものが、
0:56:19	あるのかなと思いますけども、
0:56:21	ちょっと新規制でどういった業務になってたかどうか、ちょっとまずお話いただいていいですか。
0:56:52	関西電力の乾ですみません、少々お待ちください。
0:57:28	関西電力の乾です。申し訳ございません。基本的には、特重工事中心だったと人間には認識はしてるんですけども何らかのちょっと過去にどういうところをやってきたっていうんです。
0:57:40	クリスとして改めてご説明でもよろしいでしょうか。
0:57:52	原子力規制庁ハタケヤマです。過去のやつ承知したもののちょっと確認したかったのは、今の前段の前段の部分だったので、ちょっと確認したい趣旨としては、
0:58:05	土木建築工事グループが、過去に、
0:58:10	請負ってた指定されたミッションですね。
0:58:14	が完了した際に、持っている図書類というのは、
0:58:18	例えば特重で、
0:58:20	仮に包丁てとかが、工事の対象でしたときに、SEごめんなさい、申請の時ですね、に傍聴てが、
0:58:30	皆、やってたっていうことが仮にそうだった場合、それで完了した時の図書類は、もうすでに土木建築工事課に移管されたのか。
0:58:42	それとも、現状、土木建築工事グループで持っているのか。
0:58:47	どちらでしょうというのはちょっと確認したいのと、仮に
0:58:51	移管をすでに終わった工事は、土木建築工事に移管されているということであれば、今回も同じように、
0:58:58	特重完了後に、土木建築工事課に移管されるんですよってことを確認したい。で、まず移管されていないってことはそれをまとめて移管するのかということを確認したいという趣旨で、ちょっとコメント。
0:59:09	させていただきたいと思います。そういった意味では多分、新規制のときの工事が、
0:59:13	まず何なのかっていうところからちょっと確認いただくとところだと思うので、追って資料とかでご説明いただければ、それで結構かと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:24	関西電力の乾です。承知いたしました。
0:59:49	規制庁西内です。
0:59:51	あと、衛藤、ちょっと冒頭にハタケヤマの方から確認した職務分担の見直しの部分で、ちょっとそれで毛布何点かだけ確認させていただきたいんですけど。
1:00:02	ちょっと時間 10 分くらい延長していいですか。もう、若干もう過ぎてるんですけど。
1:00:10	関西電力様です。差し支えございませんよろしく願いいたします。了解しました。まずはこれざく、22 ページのところ、サイショハタケヤマが美浜を対象に、うん。
1:00:24	過去 25 の規定とあと括弧 5 とか、あとは保全計画課長だったら (16) ですかね、とかが一部重複してあって、何か定め切れてないよねって話をしたと思うんですけど、
1:00:38	(25) は適正化しますって話をいただいてたと思うんですけど、それは美浜だけじゃなくて高浜大井も同じように、適正化されると思っていいんですかというのが一つ目なんですけど。
1:00:50	関西電力の細野でございます。その通りです。美浜高浜大飯 3 サイトとも (25) の記載の適正化を考えています。
1:00:59	規制庁西内です了解しました。あと次確認したいのか。
1:01:04	保全計画課長なんですけど、
1:01:08	この 23 ページ能保全計画課長の一番右側 S A の部分なんですけど、これを見ると、
1:01:16	津波警報時とか有毒ガス発生時っていう大規模損壊のタイミングでのものも保全計画課長に移るものと認識をしますと。
1:01:26	その認識の上、今度、
1:01:29	その前の説明
1:01:33	9 ページですかね。
1:01:41	9 ページのところへ行くと、これあくまで DB 関連農っていうような形で始まるんですけど、
1:01:48	だから、何か今の話を今までの話を聞いて理解したのは、DB 関連の総括業務っていうのをまず保全計画課長に移して、
1:01:59	保全計画課長がその所管事務に基づいて、必要なドゥウは行っていく。
1:02:07	というのがまず第あの流れだと思うんですけど、その上では、DB のまず総括業務というよりかは、自然現象全般を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:17	まず、保全計画課長に移した。その上で、そのルールは、保全計画課長は（25）の規定に基づいてやるよっていうそういう理解になるんですかね。
1:02:30	関西電力の細野です。ありがとうございます。その通りでございます。ありがとうございますでそうすると、うん。何かちょっと難しいなというか若干何かパズルみたいな感じになっちゃっててあれなんですけど。
1:02:43	安全防災室長は、その所管業務っていうのを（5）で定めてるじゃないですか。これ22ページの方の変更後に書いてますけど、ここで大規模損壊時の総括は安全防災室長がやるわけですよ。
1:02:57	で、
1:02:59	その次に、保全計画課長の（16）見たときには、
1:03:07	何て言うんですかね、
1:03:11	大規模損壊の総括業務は保全結果課長やんないあくまで安全防災室長だから、（5）と（16）の関係ではいいんですけど、じゃあ今度、D○に着目したときにですね。
1:03:23	ルールは、大規模損壊のうち一部のその自然現象的なことは保全計画課長がこの（16）の所管業務に基づきやるわけですよ。
1:03:34	だから何て言うんすかね（5）と（16）の兼ね合いと、それを所管業務と呼んで（25）に行った時に何か若干クロス入れ子になっちゃってる。
1:03:44	と、なんか読めたんですけど、伝わりますか言いたいことを、ちょっと僕もうまく言語ができてないんですけど、
1:03:55	関西電力の細野です。ありがとうございます。
1:03:58	もうその通りで自然現象。
1:04:02	類のものは保全計画課長に移すのですけれども、（16）の記載っていうのはその自然現象のうちの総括に関する業務を行う。
1:04:14	こういう形で明記してございます。従って、この記載では、利用をすとは呼べないと。
1:04:21	いうところで
1:04:23	確かに大規模の中の自然現象なんですけれども、3-（20）号の元の各課出張は所管業務に基づき、
1:04:33	というところからの、ここでその1課のd業務をするという形で解釈してございますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:42	この表の通りでございますねちょっと大自然現象、大規模ナカノ自然現象は、この各保全計画課長でいうと（20）5の方の記載に、
1:04:53	業務という形になっています。すいませんちょっと北海道なってますでしょうか。すいませんちょっと僕がふわっとちょっと言ってしまったんですけど、要は、
1:05:04	今の23ページ目ところで言うのですよ。まず保安に関する職務の読み方は多分もうお互い共通認識ができていているとっていて、（16）がまず保全計画課長の所管業務であって、
1:05:17	（25）でその所管業務に基づき実施必要なものをやりますって説明じゃないですかと。だから、（16）のこの23ページ目で行った時に、（16）の行と（20）号の行。
1:05:30	ていうのは基本的に対応してるはずだと思っていて、
1:05:34	ただ、一方でこのSAの部分を見るとですよ。
1:05:40	（16）の方では大規模損壊の中のこの大津波警報時と有毒ガス発生時のPはやってないんだけど、ただ（25）にその所管業務に基づきそれは実施するって言われると、何か
1:05:52	わかりますかね。（16）の所管業務、（16）でやる所管業務と、（25）でその所管業務に基づき実施する業務が何か対応してないような感じになっちゃう。
1:06:03	ていうようなふうに残り残ったんですけど。
1:06:07	今の言い方で伝わりますかね、
1:06:16	関西電力の笠間です。
1:06:19	大井、すいません。ちょっと私、理解できてない部分あるんですけども、16と、この25の記さを高専で聞いている、
1:06:31	今、このグレーハッチングしているのはこの記載では、SA業務のこの総括に関する業務、この16の赤字の記載では、
1:06:42	SABSAの、ごめんなさい、SE業務する記載にはなっていないので、グレーハッチングしているんですけども、
1:06:53	すみません、ちょっとごめんなさい。私、23-1と理解しきれなくて。いえ。規制庁西内です。
1:07:05	要は、何て言うんですかねちょっと待ってくださいね。なんて言えばいいかな。
1:07:11	23ページ目安全、この（16）の列の末の変更後の部分を見たときにですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:19	ここ今グレーハッチングになってるじゃないですかと。この例えばここに、
1:07:26	第、津波警報時と、有毒ガス発生時の部分の総括業務が出てくる。
1:07:35	なのであれば、
1:07:37	(25) との関係ですんなり理解ができたってところなんですけど。
1:07:43	要は、(25) の列ってこれあくまで(16) の所管業務に基づき実施するだけですよね。だから所管業務の範囲を超えないわけですよ。
1:07:53	超えないと思うんですけど、ただ、
1:07:55	(16) のこの列でSAの変更後にそもそもこの大津波警報という6月発生時の総括が出てこないってことはそれはもう、(16) の保全計画課長の所管外なのか。
1:08:06	かなって読めちゃったってということなんですけど。
1:08:13	関西電力の細野です。ありがとうございます。
1:08:16	石井さんの意図を理解いたしました。
1:08:20	確かに、大規模損壊の中の自然現象の対応もここ例えば、添付3に書いてるからっていうところで、
1:08:30	このdのところ保全計画課長の方、SAのところに書いてるんですけども、内容としてはそのSAの対応の中でもその自然現象の、例えばそのDB側の
1:08:41	業務ではあるのは事実です。
1:08:46	なのでただちょっとこの表を整理する際にですね、DBは添付2、SAのところは添付3というところで、こちらの
1:08:57	に書く、(25) のSAの下のところの、として書くのが適切かと思いま、今こういうような表の整理になっていると、というのが現状です。
1:09:12	なるほど。
1:09:16	ちょっと理解言いたい気持ちは理解できましたので、今度、
1:09:21	22 ページ目の方戻っていただいでですね、安全防災室長の(5)を見ると、この人は大規模損壊の総括はやるんだけど、
1:09:33	大規模損壊発生時の総括そっか、これはただ全部やるからいいのか。
1:09:38	全部この人がやります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:43	ナーなるほどなるほど。
1:09:47	なるほど。
1:09:52	わかりました。
1:09:54	ちょっと1回頭を整理して、いややっぱ違うなっていうことではまた次回のヒアリングで確認させてください。意図は理解しました。
1:10:03	あとすいません別件で1点だけ、最後に1点だけなんですけどすみませんこの火災の方を見ていただきたいんですけど23条の方です、23ページの方。
1:10:14	保全計画課長の方に防火体の維持管理だけ追加したじゃないですか。
1:10:21	この理由は、16じゃない。
1:10:28	右、
1:10:30	カッター9ページのその説明でいうところの、
1:10:34	原子炉施設の保守修理の総括に関するっていうところ。
1:10:41	保守管理の観点でこれは移したってことでいいんですけど。
1:10:51	関西電力の細野です。その通りでございます。わかりました。その上で1個だけなんですけど、防火隊以外に、
1:10:59	火災の部分で維持管理するものはないっていうことではないですよ。なぜ防火隊だけ移したのかっていうちょっと質問したかったんですけど。
1:11:33	関西電力の細野です。今、こちらとしてはそうだと思っているのですがちょっと思っているという状況でして、少し確認をして回答させていただければと。
1:11:46	思っております。すいません。よろしく申し上げます意図はもうさっき言った通りで、保守修理の総括に関するっていうところで、保守に関するものとして防火体を移しますっていう説明なのであれば、
1:12:00	オカ体以外にあるのかなのか、あるんであればなぜ防火体だけ移したのかっていう説明はちょっと明確に欲しいという趣旨ですのでその観点で説明を拡充いただければ幸いです。
1:12:11	よろしいでしょうか趣旨は、
1:12:14	関西電力の細野です。趣旨承知いたしました。対応させていただきます。はい。ありがとうございますよろしく申し上げます私からは以上ですのでハタケヤマに戻します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:29	ちょっと間瀬社長お待ちください。
1:13:46	原子炉規制庁の畠山です。すいませんちょっとちょっとすいませんスケジュールに入る前に、今、ニシウチとやりとりをしていた部分について、ちょっとこちらも改めて確認したい部分が、
1:13:57	あります。で、
1:13:59	ちょっと今話のあったところ関西電力の
1:14:02	あとでちょっとまた調べて回答するということはお答えいただいたと思うんですけども、
1:14:07	保全計画課長は、原子炉施設の補修修理の総括っていうところに、の所掌業務に基づいて、この防火体の維持管理の方以降
1:14:20	移管してますと言っていたように聞こえたんですけども、
1:14:24	その場合今回所掌業務としては、
1:14:28	原子炉施設の保守修理の総括するのは、
1:14:31	保全計画課長としてはこの
1:14:33	今回の申請としては変わってない部分なので、そういった意味ではその所掌業務というのは、
1:14:40	が変わったんですってちょっと説明は成り立たないかなと思っていて、
1:14:44	そういった意味でいうと、この防火体の維持管理が、
1:14:47	原子炉施設の補修修理の総括で、
1:14:50	の業務に関連するんですっていうことであれば、これはいわゆるその記載の適正化の範疇。
1:14:57	もともとはそういう意図で書いたけども、
1:15:02	そうになってなかったのが記載の適正化をしますという意図なのか、37ページとかでも他にも記載の適正化の話をいただいたと思いますけども、それと同様の話ですというご説明なのか、
1:15:13	ちょっとそこも含めて整理いただければと思います。
1:15:16	私からは以上です。
1:15:22	すいません。記載の適正化というか業務内容の適正化という表現になるのかなと思います。ちょっとそういった意味でちょっと整理をいただければと思います。
1:15:38	関西電力の小園です。すいませんちょっとこちらの説明がちょっと悪くて、非常に申し訳ございません。
1:15:46	原子炉施設の保守、修理の総括、
1:15:49	読んでるわけじゃなくてそこにある程度関連というところに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:56	持っているわけじゃなくて、特に基本この大方維持管理っていうのは、どこの職務の記載ではどこに書くかという、これまで、25の、
1:16:06	はい。25の記載で読んでいたところ。従ってここが所長室長のところから、保全計画課長にいたんされる、24の記載の中で、
1:16:19	移管されるというところで、議員としては職務分担の見直しというところが適切であるという形で、こちら整理しております。すみませんちょっとこちら説明が悪くて混乱してしまいました。
1:16:33	以上です。
1:16:43	原子炉規制庁の滝山です。
1:16:45	今のご説明で、端的に言えば、
1:16:49	保安規定の職務の見直し職務が皆をされてというよりは、
1:16:58	職務内容の適正化っていう表現がいいですかね。
1:17:03	見直しをしたというよりは適正化をさせましたっていう表現の方が近いということですか。今のお話だと、
1:17:09	ちょっと事実関係として、
1:17:12	確認をしたいと。
1:17:18	関西電力の細野です。
1:17:20	すみませんちょっと畠山さんのご質問の出資がちょっと私理解しきれてないのかもしれないかもしれませんが、
1:17:27	基本的にはもともとその添付2の火災の、
1:17:32	世界業務の中で、その一つである防火体の維持管理という業務、これがもともと所長室長がやっていた。
1:17:42	ところを、
1:17:43	保全計画課長が今後する。
1:17:46	これ、
1:17:48	移管のみっていうところで、ある意味その職務のもともと分担を所長室長がやっていたところを保全計画課長がするというところで、
1:17:58	適正というより、
1:18:01	すみません見直しでそのまま、その他、他の職務分担見直しとして整理しているものと同じという認識を持っているのですが、すみません。
1:18:12	ちょっと、秋山さんご理解聞かせていただければと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:18	規制庁西内ですけど。そういう今の話でいうと、他の職務分担と見直すところが1個確実に違うのは、保安規定の変更を伴わない範囲での、
1:18:32	業務分担の適正化見直していうことをやるってことでいいんですよね。他のところはこの5条の職務の見直しを伴って、
1:18:42	業務分担を変えてるわけですよ。ここは、現状の業務部職務範囲を見直さない範囲での適正化の範囲での、の見直しでそういう意味でハタケヤマ適正化っていうワードを使ってたと思うんですけど、
1:18:53	そういう理解をしてるんですけど、同じ理解でいいですか。
1:18:59	その通りで。関西電力の細野です。その通りでございます。D業務、FADB関連のD業務というところは、基本的に25の記載でこれまで、
1:19:11	読んでいて、今回も変わらないと、先ほど少しイイダっていうところをちょっと適正化するお話は、今回させていただきまされたけれども、でも変わらないというところでこの中の範疇での、
1:19:22	職務分担見直しというところになります。
1:19:25	以上でございます。
1:20:02	原子炉規制庁島山です。すみませんちょっと遅くなりましたけれども、こっち、原子炉規制庁側からの質問事項は以上とさせていただきます。
1:20:11	よろしければ資料の修正とかも府含めてちょっとまたスケジュールのほう確認したいと思うんですけども、
1:20:18	その資料のスケジュール確認の前に、
1:20:22	関西電力として、すでに認可されております例えば廃止措置だったり、特重だってDNPですか。
1:20:31	ここら辺の補正の
1:20:34	範囲を含む適正化があるかと思えますけども、
1:20:38	そのスケジュールも含めてちょっとお話をいただけますでしょうか。
1:20:49	関西電力の細野です。ありがとうございます。
1:20:53	今、島山さんおっしゃったように、美浜で言うと廃止措置と特重高浜ではDNP多い理由と特重とDNPというところが、初回の申請この総会の初回の申請の後に認可された案件。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:06	そのこの反映に、の補正に対し、補正申請は5月9日号ウダ形ですね、9日にさせていただきたいと考えております。
1:21:16	また今日いただきました例えば防火体の確認であったり、ポイントの
1:21:26	3ページ保修課等のちょっと確認であったりというところは、もう少しちょっとお時間をいただいて、検討させていただければと思っていますけれどもいかがでしょうか。
1:22:02	原子炉規制庁島山です。主、スケジュール感については承知いたしました。まずは資料とか、お待ちしたいと思います。で、具体的なスケジュール感は、おそらく、
1:22:14	9日の週という意図でご発言いただいたかなと思うので具体的な日付については、東京支社の清水さん通知ですかね。ご連絡いただければと思います。事務的にまたご連絡させていただきたいと思ます。
1:22:28	当月規制庁からは、全体として以上ですが関西電力として、何か最後にコメント等があればお願いします。
1:22:40	関西電力細野です。こちらからコメントございません。ありがとうございます。
1:22:46	西浦規制庁ハタケヤマです。承知いたしました。それでは本日のヒアリングを終了させていただきます。本日もありがとうございます。
1:22:57	ありがとうございました。
1:22:58	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。